

## 懲戒権に関する規定の見直しについての検討（二読）

## 第1 考えられる見直しの在り方

懲戒権に関する規定の見直しに関し、次の各案についてどのように考えるか。

甲案 民法第822条を削除する。

乙案 民法第822条を次のように改める。

親権を行う者は、第820条の規定による監護及び教育に必要な範囲内でその子を訓育[その子の人格を尊重した訓育を]することができる（注1）。

丙案 民法第822条を次のように改める。

親権を行う者は、第820条の規定による監護及び教育に際して、子の人格を尊重するとともに、体罰を加えてはならない（注2）。

（注1）「訓育」という用語のほか、「教導」、「訓戒」という用語にすることも考えられる。

（注2）乙案と丙案を併用し、「訓育」の語を用いた上で、更に体罰を禁止する旨の規定を設ける案なども考えられる。

（補足説明）

## 第1 懲戒権に関する規定の見直し

## 1 民法第822条に関する解釈等

- (1) 平成23年の民法等の一部を改正する法律（同年法律第61号。以下「平成23年改正法」という。）による改正前の民法第822条は、懲戒権について、第1項において「親権を行う者は、必要な範囲内で自らその子を懲戒し、又は家庭裁判所の許可を得て、これを懲戒場に入れることができる」と規定していた。そして、従前の注釈書等においては、懲戒とは、親権者による子の監護教育上から見ての子の非行、過誤を矯正善導するために、その身体又は精神に苦痛を加える制裁であり、一種の私的な懲戒手段であるとされ、懲戒権の行使として、懲戒の目的を達するについて必要かつ相当な範囲内を超えてはならないとされつつも、「しかる・なぐる・ひねる・しばる・押入に入れる・蔵に入れる・禁食せしめることなど適宜の手段を用いてよいであろう」とされていた（於保不二雄・中川淳編集「新版注釈民法（25）親族（5）改訂版」（平成16年12月20日改訂版第1刷発行）108頁以下〔明山和夫・國府剛〕）。

その後、懲戒権に関する規定については、児童虐待を正当化する口実に利用されているとの指摘があったこと等を踏まえ、平成23年改正法により、

懲戒権は子の利益のために行使されるべきものであり、子の監護及び教育に必要な範囲を超える行為は懲戒権の行使に当たらないことを明らかにするために、民法第820条において、子の監護及び教育は、子の利益のために行われなければならないことを明確にするとともに、同第822条を「親権を行う者は、第820条の規定による監護及び教育に必要な範囲内でその子を懲戒することができる」とするとの改正が行われた。第1回会議及び第2回会議では、このような改正の経緯等を踏まえると、現在においては、民法第822条は、親権者が監護及び教育することを定めた民法第820条の規定を超えて独自の意義をもたないと解されるとの指摘がされ、この点について異論はなかった。

(2) 懲戒権の行使として許容される行為の範囲は、平成23年改正法の前後を問わず、一般に、時代の健全な社会常識により判断されるものと考えられてきた。そして、上記のとおり、かつては、その範囲に、叱る、殴る、ひねる等の行為も含み得るものとされてきたが、児童虐待が深刻な社会問題となっていることからすると、懲戒権の行使として有形力の行使が許容される範囲は極めて限定的に解釈されるようになったと考えられる。また、少なくとも「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和元年法律第46号。以下「令和元年改正法」という。）による改正後は、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下「児童虐待防止法」という。）第14条第1項に親権者の子に対する体罰を禁止する旨の規定が置かれたことからすると、同項の存在が健全な社会常識の重要な要素として考慮され、児童虐待防止法にいう「体罰」に含まれる行為については、懲戒権の行使として許容されないものであることが明確になったと考えられる。

(3) このように、法解釈的には懲戒権の行使として児童虐待防止法にいう「体罰」が許容されないことが明確になった一方で、懲戒権の行使として許容される行為の範囲が社会通念により判断されることとなる以上、なおも懲戒権の行使として体罰が許容されるかが不明確であるとの指摘があるほか、懲戒権に関する規定が残されていることに対して、この規定が体罰を正当化する口実とされているとの指摘がされている。

## 2 甲案について

### (1) 基本的な考え方

甲案は、懲戒権に関する民法第822条を削除するものである。これは、部会資料2の第2①で提示していた考え方であり、第1回会議及び第2回会議において、上記1(3)記載の指摘等を踏まえ、懲戒権の規定が体罰を正当化する口実とされているとのイメージを払拭し、児童虐待を防止する明確なメ

メッセージを発することができるとの指摘がされたところである。

上記1のとおり、現行法において、同条は、親権者が子を監護及び教育することを定めた民法第820条の規定を超えて独自の意義を持たないと考えられることからすると、懲戒権に関する民法第822条を削除したとしても、同条に基づく行為については、依然として子の監護及び教育に必要な行為として行うことができるので、親権者が行使できる監護及び教育の範囲に影響を与えるものではないと考えられる。

## (2) 検討事項等

ア 民法第822条については、平成23年の民法改正の際に、当該規定が削除されると、それによって正当なしつけもできなくなるとの誤解を招くことが懸念されたこと等を理由としてその削除が見送られたことに照らすと、今般の見直しに際しても、同様の懸念を生じさせないことが重要になると考えられる。このような問題に関し、第2回会議では、懲戒権に関する民法第822条を削除したとしても、正当なしつけを否定するものではないことを丁寧に広報することで対応すべきとの指摘や、子育てに不安を抱える親に対する支援の充実を図ることで対応すべきであるとの指摘もあったが、他方で、このような懸念を生じさせないようにするため、民法においても配慮をする必要があるとの指摘もあったところである。これらの指摘を踏まえて、どのように考えるか。

イ また、甲案では、民法第820条の監護及び教育として、正当なしつけを行うことができると解釈することになるから、子のしつけとしてどのような行為が許容されるかは、民法第820条の規定の解釈によることになる。しかし、民法第820条は、子の利益のために監護及び教育をすることができる旨を規定するにとどまることからすると、体罰が許容されるかについて民法上明らかにならないことになるが、この点について、どのように考えるか。

ウ さらに、懲戒権に関する民法第822条を削除したとしても、「懲戒権」の語が別の語（例えば、民法第820条の「監護及び教育」）に置き換わるだけであり、それが行き過ぎたしつけを正当化する口実に利用されるおそれがあるとして、体罰を禁止するための規定を別途設ける必要があるのではないかという指摘もあるが、どのように考えるか。

## 3 乙案について

### (1) 基本的な考え方

ア 乙案は、「懲戒」という文言が、懲らしめ、戒めるという強力な権利であるとの印象を与えることから、これを見直すという考え方（部会資料2の第2の②）に基づき、「懲戒」（注1）に代わる語として「訓育（くんいく）」の語（注2）を用いるものである（以下、議論を分かりやすくするため、

この定めを「訓育権」と呼ぶこととする。)

第2回会議において、「懲戒」の文言を改めるという方向性について議論されたが、「しつけ」の語(注3)については、その意味する具体的な意味内容が曖昧であり、これまでも「しつけ」と称して虐待が行われるケースがあったとの指摘や、仮に「しつけをすることができる」といった規定を設けた場合には、「しつけ」という語に含まれないものは監護及び教育として許容されないというメッセージになるおそれもあり適切ではないとの指摘が見られたことから、「しつけ」の語は用いないこととしている。

他方で、懲戒に代わる適切な用語があれば、民法第822条として親権者の権限について規定してもよいのではないかという指摘もあったことなどから、事務当局において、体罰を含まない用語であって「懲戒」、「しつけ」に代わる適切なものの有無について国語学者に対するヒアリング調査を行った結果、教え育てるという意味の「訓育」の語が挙げられたことから、「懲戒」の語に代わるものとしてこれを用い、乙案としたものである。

イ 「懲戒」の語は制裁するということを意味し、その用語自体は体罰を含み得るものであるところ、乙案は、この「懲戒」の語を体罰が含まれない「訓育」の語に改正するものであって、監護及び教育に際して、体罰を禁止するという意義がある。

また、乙案は、民法第822条を存置したまま、親権者の懲戒権に代えて、訓育権を認めるものであることから、親権者が正当なしつけを行うことができなくなるのではないかと懸念にも応えることができると思われる。

ウ なお、児童虐待防止法第14条第1項が体罰による懲戒を禁止しているため、これに加えて、乙案を採ることの意義が問題となる。同項は、訓示規定と解されており、前記1(2)のとおり、民法第822条との関係においては、その解釈においてその存在が考慮されるにとどまるものであるが、乙案は、「訓育」の語を用いることで、親権者の正当な権限を積極的に示しつつ体罰は許容しないということを民法上明確にし、解釈の余地をなくすものであり、児童虐待防止法第14条第1項とは異なる独自の意義があると思われる。

エ 乙案によれば、訓育権の規定には体罰が含まれないことが明らかである一方で、罵詈雑言等の子の人格を傷つけるような行為を許容するか否かは明らかではない。この点については、「民法第820条の規定による監護及び教育に必要な範囲内」と規定していることからすると、これらの行為も許容されないと解釈することができるとも考えられるが、これを明文により明らかにする趣旨で、「その子の人格を尊重した訓育を行うことができる」といった表現にすることも考えられるので、ブラケットを付して、そのような案も提示している。

## (2) 検討事項等

- ア 「訓育」の語は、日常一般であまり用いられておらず、体罰を含まないものであることも含めて、その意味内容等が子育てをする親に適切に理解されるかなども踏まえた検討をする必要があると思われるが、どのように考えるか。また、少なくとも、その趣旨が適切に伝わるよう周知・広報を行うことが重要であると考えられるが、どのような対応が考えられるか。
- イ 乙案は、体罰を禁止するものであるので、子育てが窮屈なものにならないよう、親に対して、どのような支援等を行うことが考えられるか。

## (3) その他の用語

事務当局において、体罰を含まない用語で、「懲戒」、「しつけ」に代わる適切なものがないか国語学者にヒアリング調査を行った際に、「訓育」の語以外にも、「教導（きょうどう）」（注4）、「訓戒（くんかい）」（注5）の語も挙げられたため、本文（注1）において、これらの語を記載しているが、その他の用語についてどのように考えるか。

（注1）「懲戒」は、「①こらしめしめること。こらしめ。②不正又は不当な行為に対し、制裁を加えること。国家公務員にあつては免職・停職・減給・戒告，裁判官では戒告・過料の類」（広辞苑第7版）とされている（詳細は、別紙参照）。

（注2）「訓育」は、「①教え育てること，②感情と意志とを陶冶（とうや）して望ましい性格を形成する教育作用。躰又は徳育と同義に解される場合も多い。」（広辞苑第7版）とされている（詳細は、別紙参照）。

（注3）「しつけ」は、「①作りつけること，②（「躰」とも書く）礼儀作法を身につけさせること。また，身についた礼儀作法。③嫁入り。奉公，④（「躰」とも書く）縫い目を正しく整えるために仮にざっと縫いつけておくこと，⑤（稲の苗を縦横正しく，曲がらないように植え付けることから）田植」（広辞苑第7版）とされている（詳細は、別紙参照）。

（注4）「教導」は、「教え導くこと」（広辞苑第7版）とされている（詳細は、別紙参照）。

（注5）「訓戒」は、「教えさとし，いましめること」（広辞苑第7版）とされている（詳細は、別紙参照）。

## 4 丙案について

### (1) 基本的な考え方

ア 丙案は、民法第820条の規定による監護及び教育に際して、子の人格を尊重することを求めるとともに体罰を禁止するものであり、親権者が、監護及び教育に関して広い裁量を有していることを前提とした上で、その外縁を明らかにする、又は裁量を制限するという趣旨で、その裁量の行使として許されない範囲を限定的に規定するものである。

丙案は、部会資料2の第2の③の考え方を基礎とするものであるが、同

③の考え方は、懲戒権に関する規定を存置したままで、懲戒権の行使として許容されない範囲を明確化するというものであった。しかし、第1回会議及び第2回会議において、「懲戒」の語を残すことに対して、否定的な意見が多数を占めたことや、令和元年改正法の附則で、民法第822条についての検討条項が設けられたこと等を踏まえると、同条の規定をそのままの形で維持することは相当でないとも考えられる。そこで、丙案は、「懲戒」の語を用いずに、監護及び教育において、許されない範囲を明確化するものである。

なお、比較法的な観点で見ると、ドイツ民法やフランス民法においても、従前は懲戒権に関する規定があったが、ドイツにおいては、2000年にその規定が削除されるとともに、子が暴力によらずに教育される権利を有する旨の規定が設けられ（注1）、フランスにおいても、1958年に懲戒権に関する規定が削除され、2019年に体罰を禁止する規定が設けられた（注2）。

イ 丙案は、懲戒権に関する規定が、平成23年改正法による改正後も、なお児童虐待を正当化する口実に利用されているとの指摘を踏まえ、児童虐待を防止する明確なメッセージを発するため、監護及び教育に際して、体罰を禁止する必要があるとの指摘を踏まえたものであり、民法において、明示的に体罰を禁止するという点に意義がある。

ウ 民法第820条の「子の利益のために」という文言に加えて、民法第822条において「子の人格を尊重する」旨の規定を設けることについては、前記3（1）エのとおり、罵詈雑言等の、子の人格を傷つけるような行為を許容しないということを明確にする趣旨において、意義があると考えられる（注3）。また、第1回会議及び第2回会議においても、「子の人格を尊重する」旨の規定を導入することが考えられる旨の指摘があったところである。

比較法的に見ても、ドイツ民法で、精神的な侵害は許されないとされており、フランス民法においても、親権が精神的暴力によらずに行使されるとされているところであり、「子の人格を尊重する」旨の規定を設けることは、これらと同様の趣旨によるものである。

なお、第2回会議では、許容されない行為として「体罰」のみを挙げると、その反対解釈として、体罰以外の行為が許容されると思われるので相当ではないとの指摘もあったが、体罰を禁止するとともに、「子の人格を尊重する」旨の文言を設けることで、体罰以外の行為が全て許容されるという解釈がされることはないとも考えられる。

（注1）ドイツ民法第1631条第2項の規定は、以下のとおりである。

「子は暴力によらずに教育される権利を有する。体罰、精神的侵害及びその他の屈辱的な処置は許されない。」

(注2) フランス民法第371-1条第3項の規定は、以下のとおりである。

「親権は身体的暴力や精神的暴力を用いずに行使される。」

(注3) そのほか、第2回会議においては、民法第820条の「子の利益のために」という文言に加えて、民法第822条で「子の人格を尊重する」旨の規定を設けることで、「子の利益」が客観的に判断されるものではなく、子の主体性、自立性を踏まえた上で判断されるものであることを示すことになるのではないかとの指摘もあった。

## (2) 検討事項等

ア 第2回会議において、民法の規定において「体罰」という語を用いることについては、「体罰」の定義が不明確であるため相当ではないのではないかと指摘がされたところであり、「体罰」の定義を検討する必要がある。厚生労働省が主催する「体罰等によらない子育ての推進に関する検討会」では、参考資料6-1(1)から6-1(3)までのとおり、児童虐待防止法第14条第1項の「体罰」について、罰を与えることを目的とする、身体に、何らかの苦痛を引き起こし、又は不快感を意図的にもたらす行為は体罰に該当し、体罰の具体例として、「言葉で3回注意したけど言うことを聞かないので、頬を叩いた」、「大切なものにいたずらをしたので、長時間正座をさせた」、「友達を殴ってケガをさせたので、同じように子どもを殴った」、「他人のものを取ったので、罰としてお尻を叩いた」、「宿題をしなかったので、夕ご飯を与えなかった」、「掃除をしないので、罰として雑巾を顔に押しつけた」というものを挙げて検討をしているが(令和2年1月18日までパブリックコメント手続に付されており、今後、上記検討会で検討される予定である。)、民法上の「体罰」の定義について、どのように考えるか。

イ 「子の人格を尊重する」という規定を設ける必要性については、上記(1)ウのとおりであるが、民法には「人格」という文言を用いた規定はなく、親の子に対する関係においてのみ、「人格を尊重する」旨の規定を設けることを許容する合理的な理由があるか検討する必要があると思われる。この点については、①「人格」という文言は、子ども・子育て支援法等多数の法令において用いられているものであること、②民法において既に用いられている「心身」や「尊厳」という文言よりも「人格」という文言の方が一般人にとっても分かりやすいと思われること、③民法第710条において、財産権のほか、身体・自由・名誉の侵害も権利侵害である旨規定しており、明治民法の起草者はいわゆる人格権侵害が不法行為となることを認めたとの指摘があること(注)、④民法改正において新概念が採用されることはこれまでもあり、本件見直しにおいて民法に「人格」を導入することは時宜にかなっているとも考えられること等に照らすと、親の子に対する関係においてのみ、「人格を尊重する」旨の規定を設けることを許容する合理的理由があるとも思われるが、どのように考えるか。

ウ 体罰という具体的な行為を挙げて許容されない行為として規定することに対しては、親権に関する民法の他の規定が、親権者の広い裁量を認める形で規律されており、具体的な行為を禁止するという形で規律されていないことと整合しないのではないかとの指摘がある。

一方で、親権者の広範な裁量に委ねることは、児童虐待を防止するという観点から有害となる場合もある上、児童虐待が行われた場合に生じる不利益の大きさに照らすと、裁量の濫用といえる行為を明示的に禁止する必要性があると思われる。また、丙案は、親権者が、子の監護及び教育において、広い裁量を有していることを前提にした上で、その裁量の行使として許されない範囲を限定的に規定するものであり、その意味では他の親権の規定と矛盾するものとまではいえないと考えられる。

その他、比較法的に見ても、フランスやドイツ等において、親権の規定に暴力を禁止する旨の規定を設けていることは、親権者ができない行為を明示的に規律する必要性があることを示すものと考えられる。

エ なお、丙案も、乙案と同様に、体罰を禁止するものであるもので、子育てが窮屈なものにならないよう、親に対して、どのような支援等を行うことが考えられるか。

(注) 五十嵐清著「人格権論」(平成元年) 3頁、廣中俊雄「民法修正案(前三編)の理由書」(昭和62年) 671頁以下

## 5 その他

以上のほか、「訓育」の語を用いた上で、更に体罰を禁止する旨の規定を設けるなど、乙案と丙案を併用する案なども考えられるため、本文(注2)においてその旨を記載している。

前記4のとおり、「訓育」の語は体罰を含んでいないので、その上で体罰を禁止する旨の規定を設けることは、確認的な規定を設けることになり、法的には特段意義はないと思われる。もっとも、明文で体罰を禁止する旨の規定を設けた方が、体罰を禁止する趣旨がより明確となり、児童虐待を防止する明確なメッセージを発することにもなると思われるが、どのように考えるか。

## 第2 懲戒権に関する規定の見直しに伴う検討事項

- 1 懲戒権に関する規定の見直しに伴い、親権者の一般的な権利義務を定めた民法第820条の見直すことについては、引き続き検討することとしてはどうか。
- 2 居所指定権を定める民法第821条及び職業許可権を定める民法第823条を見直すことについては、慎重に検討することとしてはどうか。

(補足説明)

1 民法第820条について

(1) 民法第820条は、「親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う」と規定しているが、第1回会議及び第2回会議では、上記規定について、義務の側面をより強調するように規定振りを改めることが考えられるとの指摘があった。

(2) 親権者の権利については、子の利益に反しない限り、国や社会から介入されないという趣旨のものであるという指摘もある一方で、親権は、権利性が重要であり、義務を権利の前に持つてくることについて賛成ではなく、親には子供を育てる責任もあるし、権利もあるといった趣旨の規定に見直すべきではないかという指摘もある。また、児童虐待の現場において、適切な介入ができていない現状において、親権者が、国や社会から介入されない権利を有するといった規定を設けることには懸念があり、場合によっては反発されるおそれがある旨の指摘もある。

また、親権者の義務については、子との関係で負っているものであるという指摘もある一方で、国家、社会に対する義務もあるのではないかとの指摘もある。

さらに、民法第820条の権利の内容は一義的に明らかでなく、多種多様なものを含むとの指摘がされたところであり、その見直しを検討する場合には、その前提として、それらの多種多様な権利についても検討することが必要であると考えられる。

(3) このように、義務の側面をより強調するように規定振りを改めることを含めて、民法第820条の規定の在り方を検討すると、幅の広い議論になることが想定されるが、懲戒権に関する見直しに伴い、どこまで見直しをすべきものであると考えるか。

2 民法第821条及び民法第823条について

第2回会議においても、居所指定権（民法第821条）や職業許可権（民法第823条）を残す必要性が感じられないという指摘があるものの、これらの規定がその存在意義を失っているか明らかではなく、懲戒権に関する見直しに伴うものとして、見直す必要がないのではないかという指摘もあった。民法第820条に関する上記1の状況を前提とすると、懲戒権に関する見直しに伴うものとして、これらの規定を見直すことについても、慎重に検討すべきであると思われるが、どのように考えるか。

## 別紙

### 用語の辞書上の意味について

#### 1 懲戒

- ・「①こらしましめること。こらしめ。②不正又は不当な行為に対し，制裁を加えること。国家公務員にあつては免職・停職・減給・戒告，裁判官では戒告・過料の類」（広辞苑第7版）
- ・「不正・不当な行為を再び繰り返さないように罰を加えること」（新明解国語辞典第7版）
- ・「不正・不当な行為に対して，戒めの制裁を加えること」（岩波国語辞典第6版 デスク版）
- ・「①こらしましめること。②不正・不当な行為に対して，制裁を与えること」（大辞林第3版）
- ・「①懲らし，戒めること。懲らしめ。②不正，または不当な行為に対し制裁を加えること，③懲戒処分」（角川国語大辞典再版）

#### 2 しつけ（仕付け・躰）

- ・「①作りつけること，②（「躰」とも書く）礼儀作法を身につけさせること。また，身についた礼儀作法。③嫁入り。奉公，④（「躰」とも書く）縫い目を正しく整えるために仮にざっと縫いつけておくこと，⑤（稲の苗を縦横正しく，曲がらないように植え付けることから）田植」（広辞苑第7版）
- ・「①礼儀・作法を仕込むこと，②縫い目を正しくするために，仮に糸で縫い押さえておくこと，③ [しつけいと]「しつけ」をするために，ざっと縫いつける糸」（新明解国語辞典第7版）
- ・「①礼儀・作法を教え込むこと，②裁縫で縫目が狂わないように，仮にざっと縫いつけておくこと。またその糸」（岩波国語辞典第6版 デスク版）
- ・「①（「躰」はからだを美しく飾る意の国字）子供などに礼儀作法を教えて身につけさせること。また，身についた礼儀作法。②本縫いを正確に，きれいにするためにあらかじめざっと縫い合わせておくこと。また，出来上がった衣服の形が崩れないように，折り目などを縫って押さえておくこと。③作物を植え付けること。特に田植え」（大辞林第3版）
- ・「Ⅰ①こしらえつけておくこと。作り付け。仕立て，②することが習慣になっていること。やりつけ，Ⅱ①田植えのとき，稲を一定の間隔に植えるために田面に張り渡す縄。また，田植え，②裁縫で，縫い目が狂わないように仮に縫い付けること。また，新調の着物の仕立てが崩れないように，縁飾りも兼ねて，ざっと縫い付けておくこと，③「仕付け糸」，「仕付け針」の略，Ⅲ【躰】礼儀・作法を教え，習慣づけること。また，礼儀・作法」（角川国語大辞典再版）

#### 3 訓育

- ・「①教え育てること、②感情と意志とを陶冶（とうや）して望ましい性格を形成する教育作用。躰又は徳育と同義に解される場合も多い。」（広辞苑第7版）
- ・「社会人として必要な心がけ・習慣を身につけるように、児童・生徒を教育すること」（新明解国語辞典第7版）
- ・「品性・気質・習慣を、よい方に伸ばすように、教えさとして育てること」（岩波国語辞典第6版 デスク版）
- ・「①素質・習慣などをよい方に伸ばすように、教え育てること。②知識の習得を目指す教授に対して、児童・生徒の感情・意思・世界観などに関わる教育作用・広い意味の道徳教育」（大辞林第3版）
- ・「①知識や倫理を教え、しつけること、②子供を品性よく育て上げる教育」（角川国語大辞典再版）

#### 4 教導

- ・「教え導くこと」（広辞苑第7版）
- ・「進むべき方向を教え、個人的に指導すること」（新明解国語辞典第7版）
- ・「教え導くこと。またその職務の人」（岩波国語辞典第6版 デスク版）
- ・「人を教えみちびくこと」（大辞林第3版）
- ・「教え導くこと。教化すること」（角川国語大辞典再版）

#### 5 訓戒

- ・「教えさとし、いましめること」（広辞苑第7版）
- ・「事の善悪を言いきかせ、これからまちがった事をしないように注意すること」（新明解国語辞典第7版）
- ・「教えさとして、いましめること」（岩波国語辞典第6版 デスク版）
- ・「①事の善悪・是非を教えさとし、いましめること、②学校・会社などの組織における処罰の一。最も軽いもの」（大辞林第3版）
- ・「教え諭すこと。教戒」（角川国語大辞典再版）

以上